

1 設置の目的

麓山地区及びその周辺地域における公共施設利用者の利便に資するとともに道路交通の円滑化を図る。

2 条例の要旨

(1) 規定事項

郡山市麓山地区立体駐車場の設置に伴い、供用時間、駐車料金、管理等について必要な事項を定める。

(2) 主な内容

① 名称及び位置（第2条）

名称	位置
郡山市麓山地区立体駐車場	郡山市麓山一丁目167番1

② 供用時間等の設定（第3条）

供用時間	午前0時から午後12時まで
入場時間	午前7時30分から午後11時まで

③ 駐車料金の設定（第5条）

ア 駐車料金

駐車料金の単位	金額
入場後最初の2時間まで	無料 ※1
入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	100円（1日当たり1,000円を限度とする。） ※2

※1 施設利用者の経済的負担に配慮

※2 周辺の民間駐車料金を参考に設定

イ 駐車料金の無料（2時間を超えても無料）

- ・公共性、公益性が高い事業等を実施する者（規則で定める施設を使用するものに限る。）
- ・障がい者
- ・災害による避難者

④ 長期間駐車制限（第12条）

駐車場の適正利用の観点から、必要と認めた場合を除き、同一の自動車が引き続き駐車できるのは3日以内とする。

(3) 施行日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

2 時間を超えても無料で駐車場を利用できる利用者

1 公共性、公益性が高い事業等を実施する者（規則で定める施設を使用するものに限る。）

(1) 市主催事業の従事者等

対象者
市の主催事業、共催事業の主催者、実施団体の従事者 など

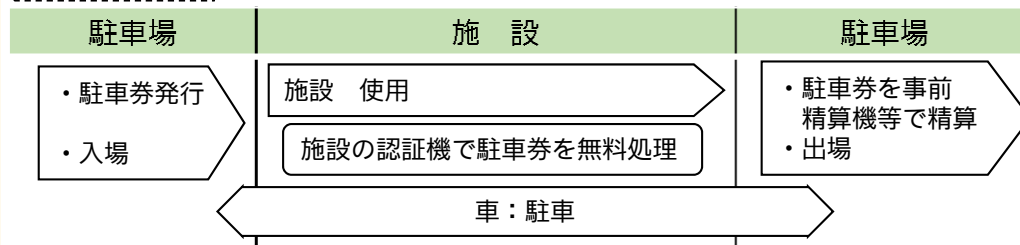
(2) 上記（1）事業の参画者等

対象者
市の主催事業、共催事業の主催者、実施団体からの求めに応じて当該事業に参画する、講師、招待者、出演者 など

(3) 施設使用料の免除等を受けた者で、その施設を使用したもの

対象者
施設使用料の免除を受け、その施設を使用した団体の構成員 など

利用の流れ



※上記(1)～(3)の無料措置は、中央公民館をはじめ、歴史資料館、中央図書館など規則で定める施設を使用する場合に限られる。

2 障がい者

対象者
障がい者とその介護のために同伴する人

3 災害その他特別の理由による駐車場利用者

対象者
災害による避難者 など

1 改正要旨

開成山地区体育施設整備事業の実施に当たり、郡山総合運動場等の駐車場を有料化することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

※公園使用料(6月議会で条例改正済)と同内容

(1) 内容

① 開場期間及び開場時間の設定 (第3条第4項)

開場期間	通年
開場時間	終日 ただし、入場は午前5時から午後10時までに限る。

② 使用料の設定 (別表第1の6、別表第4の4)

種別	区分	使用料
普通自動車 自動二輪車	入場後最初の2時間	無料
	入場後最初の2時間を超えた後以降30分ごとに1台	100円 (1日当たり1,000円を上限とする)
大型自動車 中型自動車	入場後最初の2時間	無料
	入場後最初の2時間を超えた後以降30分ごとに1台	300円 (1日当たり3,000円を上限とする)

③ 駐車場使用料の納付期限の取扱い (第8条第2項)

出場時に使用料を支払うことができるよう、規定を整備する。

④ 指定管理制度移行後の駐車場利用料金 (第23条第3項)

指定管理者が設定する駐車場の利用料金の額を条例で規定する駐車場使用料の額と同額とするための規定を整備する。

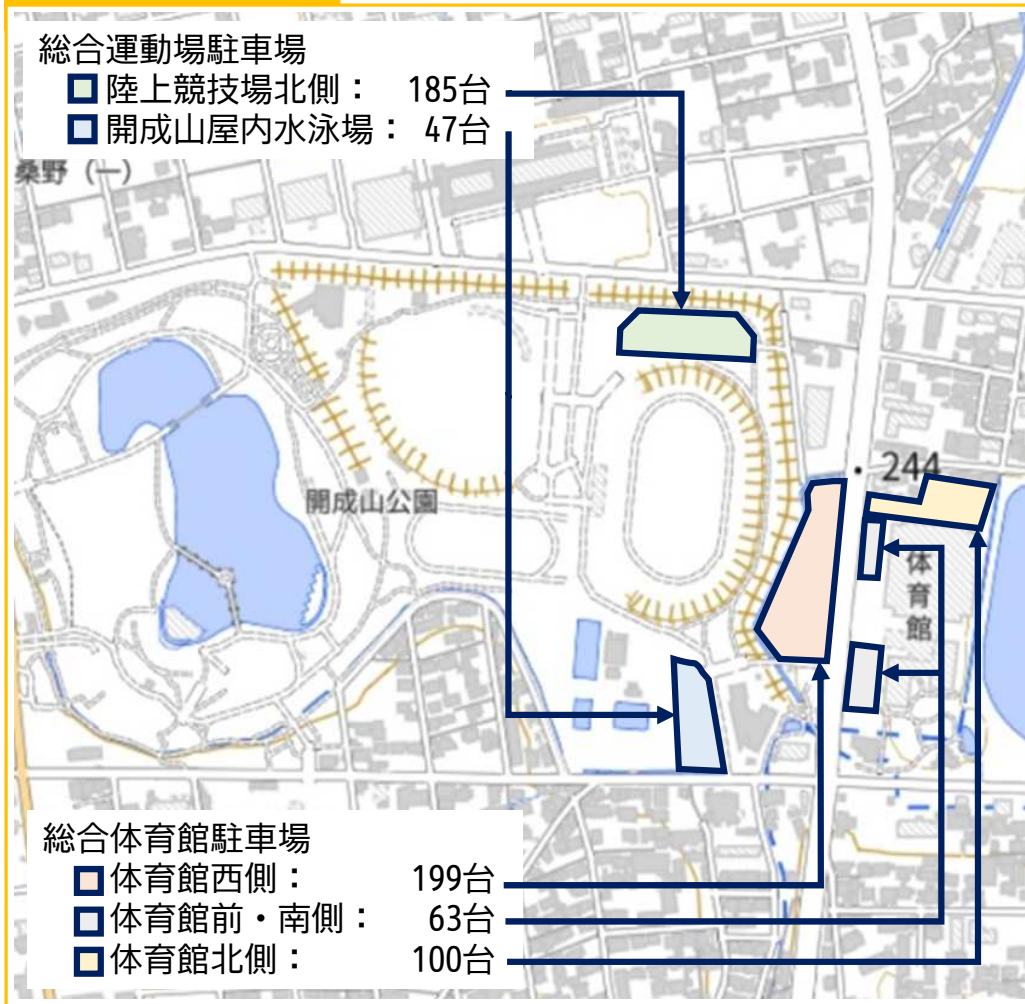
(2) 施行日 令和6年4月1日

対象駐車場 (594台)

総合運動場駐車場

- 陸上競技場北側： 185台
- 開成山屋内水泳場： 47台

桑野(一)



総合体育館駐車場

- 体育館西側： 199台
- 体育館前・南側： 63台
- 体育館北側： 100台

駐車場使用料を免除とするもの

使用料減免の規定 (第9条) を適用

市の主催・共催・後援事業等	免除対象(主催者等)
大会	役員・審判・選手
講座・教室	講師・参加者

※障がい者についても免除